

白寿園ショートステイ

運 営 規 程

令和 8 年 8 月 1 日

社会福祉法人遍照会指定短期入所生活介護事業所運営規程

(事業目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人遍照会が開設する指定短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態にある高齢者等（以下「要介護者」という。）に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の従業者は利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びに他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地及び定員は次のとおりとする。

- 一 名称 白寿園ショートステイ
- 二 所在地 埼玉県さいたま市緑区大字寺山157番地
- 三 定員 8人

(事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種及び職務内容は次のとおりとする。（介護老人福祉施設白寿園兼務）

- 一 管理者 1人
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1人（非常勤）
医師は入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。
- 三 生活相談員 1人
生活相談員は、利用者及び家族からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整を行う。
- 四 看護職員 1人以上
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- 五 介護職員 3人以上
介護職員は、利用者の入浴、排泄、給食等の介助及び援助を行う。
- 六 栄養士 1人

栄養士は給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。

七 調理員 調理員は献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。

八 運転手 運転手は利用者の送迎を行う。

九 事務員 事務員は、必要な事務を行う。

十 機能訓練指導員 1人以上（看護職員兼務）

機能訓練指導員は、利用者の有する運動機能の維持に努める。

（指定短期入所生活介護の内容）

第5条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 利用の対象者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的および精神的な負担の軽減等を図るため、一時的に居宅において日常生活を営むことに支障がある者とする。
- 二 利用者は、短期入所生活介護事業所に短期入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受ける。
- 三 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第一項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- 四 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行う事を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 五 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 六 指定短期入所生活介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。特に認知症の状態にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

（短期入所生活介護計画の作成）

- 第6条 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成するものとする。
- 2 管理者は、上記の短期入所生活介護計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。

（指定短期入所生活介護の利用料及びその他の費用の額）

- 第7条 指定短期入所生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。
- 2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払を受けることができるものとする。

一 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く）

二 食費 1日当たり（第4段階）

朝食 380円

昼食 580円

夕食 690円

（第1段階～第3段階②）

朝食 360円（利用者負担段階に応じて減額されます）

昼食 535円（利用者負担段階に応じて減額されます）

夕食 650円（利用者負担段階に応じて減額されます）

三 滞在費 1日当たり 915円（利用者負担段階に応じて減額されます）

四 その他日常生活上の便宜に係る費用 実費

五 電気使用料 1日当たり55円

3 第2項各号の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名捺印を受けることとする。

（通常の送迎実施地域）

第8条 通常の送迎実施地域はさいたま市とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者は次に掲げる事項を遵守すること。

一 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。

二 火気の取り扱いに注意すること。

三 喧嘩、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。

四 その他管理上必要な指示に従うこと。

（緊急時等における対応方法）

第10条 サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の措置を行う。

（非常災害対策）

第11条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（身体拘束の廃止）

第12条 原則として、利用者の制限するような身体拘束は行わない。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及び家族へ十分説明し、同意を得ると共にその状況及び時間、緊急やむを得ない理由について記録する。

（虐待防止について）

第13条 施設は利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、次にあげる通り必要な措置を講じる。

一 虐待防止に関する担当者 施設長 稲垣義実

二 虐待防止のための指針を整備する。

三 虐待防止のための対策等を検討する委員会を定期的に開催しその結果について職員

に周知徹底を図る。

四 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

五 サービス提供中に当該施設の職員による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにさいたま市に報告する。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1ヶ月以内

二 継続研修 年2回以上

2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、遍照会理事長と管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

平成13年 9月 1日に改正(第3条の三)

平成17年10月 1日に改正(第7条二、三、四)

平成21年 3月 1日に改正(第3条の三、4条の四、五及び十追加)

平成24年 1月 1日に改正(第3条一、7条2項の五、10条追加)

平成26年 1月 1日に改正(第7条二)

平成27年 4月 1日に改正(第7条2項三、五)

平成27年 8月 1日に改正(第7条1項、2項三)

平成27年12月17日に改正(第12条追加、12条を13条に変更)

令和 1年10月 1日に改正(第7条2項二、三)

令和 3年 8月 1日に改正(第7条2項二)

令和 3年10月11日に改正(第13条追加、13条を14条に変更)

令和 6年 9月 1日に改正(第7条2項二、三)

令和 7年 2月 1日に改正(第7条2項)

令和 8年 8月 1日に改正(第7条2項、第13条)